



日赤社資募集にご協力を

赤十字は一人ひとりからの善意（活動資金）とボランティア活動によって支えられています。赤十字の活動をご理解いただき、活動資金募集にご協力お願いします（今年度も町内会等の皆さんに社資募集を依頼いたします）。

募集強化期間 7月1日（金）～8月31日（水） ※強化期間以外でも年間を通じて随時受け付け問合せ 日赤北海道支部石狩市地区 回72・3127

保険・年金

社会福祉法人等利用者負担減免

社会福祉法人および市に申し出のあった訪問介護事業者の介護保険サービスを受けている方について、その方および世帯員の所得状況に応じて、利用料を半額にする減免制度があります。**対象サービス** 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設

対象 次のいずれかに該当する方 ①市町村民税が世帯全員非課税であって、老齢福祉年金受給者 ②この減免が適用されなければ生活保護受給者になって

しまう方 ③介護老人福祉施設入所者のうち、市町村民税世帯非課税であって本人の年金収入等が70万円以下の方 ④在宅サービス受給者のうち、市町村民税世帯非課税であって世帯の年金収入等が200万円以下で、本人の年金収入等が140万円以下の方 ※申請に基づき、減免該当者には「社会福祉法人等利用者負担減免確認証」を交付 ※申請月に応じて有効期間が変わります ※すでに確認証をお持ちの方で引き続き利用される場合は、毎年7月に申請が必要

申請に必要な物 申請書・利用者本人および家族の印鑑
問合せ 介護保険課 回72・6121

保険料免除制度

第1号被保険者（強制加入者）で低所得、失業などにより保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料を免除する制度があります。保険料の全額が免除される「全額免除」と、半額を免除されて残りの半額を納付する「半額免除」があります。

どちらかに該当するかは、前年所得により基準が定められており、被保険者・被保険者の配偶者・世帯主それぞれの前年所得が免除の基準額を下まわる場合に承認されます。また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます（免除申請する日の年度または、その前年度に失業した方が対象）。

詳しくは年金手帳（または納付書）・印鑑・雇用保険受給資格者証か離職票（該当者のみ）を持参の上、担当窓口まで。

※平成17年6月分まで保険料免除の承認を受けた方で、7月以降も納付困難な場合は再度申請が必要です

※原則として前年の所得に基づいて免除に該当となるかが判定されますので、未申告の方は必ず平成16年分の所得の申告をしてください

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 回72・3122

現況届は忘れずに

現況届は年金をもらっている方が、引き続き年金を受ける権利があることを確認するために、毎年1回社会保険庁に提出するものです。

現況届の用紙（ハガキ）は、年金受給者の誕生日に社会保険業務センターから送られます。年金受給者の住所・氏名等を記入の上、投函してください。

現況届の提出期限は、誕生日の末日です。届け出を忘れると、年金の支払いが一時差し止めとなります。年に一度の大切な届け出です。期限に余裕をもって忘れずに提出しましょう。

なお、福祉年金から切り替えられた障害基礎年金および20歳前の傷病による障害基礎年金を受けている方の現況届は誕生日ではなく、7月の初めに送られます。こちらの年金の現況届は、7月31日までに担当窓口へ提出してください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 回72・3122

国民年金保険料は期限内に！

金融機関・郵便局・社会保険事務所のほかコンビニエンスストアでも国民年金保険料を納めることができます。

使用できる納付書は、裏面にコンビニエンスストアの表示があるものに限りません。保険料は、納付期限を守って納めましょう。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 回72・3122

納税通知書をお送りします

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬にお送りします。

この通知書は、4月1日以降に、石狩市国民健康保険に加入されている家族のいる「世帯主」もしくはご本人が加入されている「世帯主」に送付するもので、決定税額や税額算定の明細が記載されています。

また、加入者の中に40歳以上65歳未満の方がいる場合、医療保険分と介護保険分を合わせた税額の通知書となります。

なお、国民健康保険税の納期は通常7月から来年3月までの9回となっていますが、通知書発送後、異動（新規加入・脱退・死亡・出生など）、または、申告による所得更正などにより税額が変更になった場合、異動月の翌月に更正後の納税通知書をお送りします。

問合せ 国民健康保険課 回72・3123

国保税の第1期納期限は8月1日（月）です

納期限までに納めることができない事情のある方は、必ずご相談ください。納付や納税相談のないまま、未納が続くような場合は、不動産・給与などの財産の差し押さえを行います。

問合せ 国民健康保険課 回72・3123



防災

消防設備士試験

試験日 8月28日(日)

受付期間 7月6日(水)～14日(木)

※願書は消防署にあり

試験地 札幌市

試験の種類 甲種(特種)

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

定期普通救命講習会

皆さんの大切な人を救うために、「つなげましょう!救命の輪」。講習会で正しい「応急手当」の方法を身に付け、急病やけがに備えましょう。

日時 7月17日(日)9時～12時
場所 石狩消防署(花川北1-1)

受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で

受講する場合は講師派遣、小児・乳児を対象にした講習会も受け付けています。

申込・問合せ 石狩消防署警備課

☎74・7024

お持ちですか? 防災マップ

地震や洪水等の災害時の避難場所や防災関連情報を掲載した防災マップ(商工会議所青年部の電話帳と合本)を作成し、4

月から町内会を通じて各家庭に配布しています。町内会に加入されていない方や防災マップをお持ちでない方は、市役所1階総合届出案内または各出張所でお渡ししています。

問合せ 総合危機管理室

☎72・3190

「コンセントは大丈夫ですか?」

コンセントに長年差したままにしてある電気コードのプラグから、突然出火することがあるのをご存知ですか?これは「トラッキング」と呼ばれ、プラグとコンセントのすき間にホコリがたまり、ホコリが湿気を吸うことにより電極間で火

「放火」に注意!

先月、市内で放火の疑いと思われる火災が発生しました。石狩消防署では夜間パトロールをするなど、放火防止に取り

花が発生し、発火する現象です。「トラッキング」は、電気器具のスイッチが切れていても発生し、発生してもブレーカーが切れないため、知らぬ間に火災になってしまいます。「たかがホコリ」と思わず、長年差したままのテレビ・冷蔵庫などのコンセントを定期的に乾いた布などで掃除しましょう。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

そのほか

組んでいますが、各家庭でも「放火されない、放火させない環境」をつくり、放火火災撲滅にご協力をお願いします。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

自動交付機停止のお知らせ

法定電気点検のため次の日は、すべての自動交付機が利用できません。ご迷惑をお掛けしますがご了承ください。

7月22日(金)18時～21時

7月23日(土)9時～18時

問合せ 市民課 ☎72・3165

保険・年金

国民健康保険からのお知らせ

①標準負担額減額認定証の更新手続き

入院時の食事代を軽減するために、70歳未満の住民税非課税世帯(同じ世帯の国保加入者全員が非課税の世帯)を対象に交付している、この認定証の有効期限が7月31日までとなっています。新年度分の認定証交付希望者は、被保険者証を持参の上、国民健康保険課で申請をしてください。

②「国民健康保険高齢受給者証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

●「国民健康保険高齢受給者証」

70歳になられた方(すでに老人保健の適用になっている方を除く)に交付されている高齢受給者証が8月1日で年度更新となります。手続き等は一切必要ありません。対象となる方(昭和7年10月1日～昭和10年8月1日に生まれた方)は、7月下旬までに郵便で交付します。

●「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

1カ月当たりの自己負担限度額の適用と、入院時の食事代軽減のために、住民税非課税世帯の前期高齢者を対象に交付している認定証の有効期限が7月31日までとなっています。この認定証の交付には、申請が必要となりますので、被保険者証と高齢受給者証を持参の上、国民健康保険課で申請をしてください。

※①②とも、過去1年間で90日以上入院がある場合にはさらに減額(650円→500円)になりますので、入院期間の分かる領収書等も持参ください

※有効期限満了の認定証・受給者証は返却願います(郵送でも可)

※老人保健が適用になっている方も同様の制度があります。市民課医療給付担当(☎72-3125)にお問い合わせください

③国民健康保険被保険者証(保険証)のカード化

これまで1世帯に1枚交付していました保険証が、今年10月の更新時から1人1枚のカードになります。保険証がこれまでの世帯単位から、1人1枚のカードになると、家族全員それぞれが常時携行することができ、通院・旅行・出張など利便性が向上します。また、大きさはキャッシュカードサイズとなり携帯性も向上します。更新手続は不要です。9月中旬に新しい保険証を世帯ごとに郵送します。

国民健康保険課 ☎72-3123

☑kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp